（法附則第四条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するもの）

第五条の八　法附則第四条の六第一項に規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　臨時に支払われる賃金

二　一月を超える期間ごとに支払われる賃金

三　所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金

四　所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金

五　午後十時から午前五時まで（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分

六　最低賃金において算入しないことを定める賃金（最低賃金法第四条第三項第三号に掲げる賃金をいう。）

（法附則第四条の六第一項に規定する額）

第五条の九　法附則第四条の六第一項に規定する額は、次の各号に掲げるものとする。

一　月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬（法附則第四条の六第一項に規定する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二　日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三　前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四　前三号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によつて算定した額の合算額

（法附則第四条の六第二項被保険者の資格取得の申出）

第五条の十　法附則第四条の六第二項の規定による被保険者の資格取得の申出をしようとする者の同項の規定による資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、当該者が同時に健康保険法施行規則第三十七条の四の規定による協会の管掌する健康保険の被保険者の資格取得の申出を行うときは、これに併記して行うものとする。

一　氏名、生年月日及び住所

二　事業所の名称及び所在地

（法附則第四条の六第二項被保険者の資格喪失の申出）

第五条の十一　法附則第四条の六第二項被保険者（法附則第四条の六第五項に規定する同条第二項の規定による被保険者をいう。以下同じ。）の同条第五項の規定による資格喪失の申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、法附則第四条の六第二項被保険者が同時に健康保険法施行規則第三十七条の五の規定による協会の管掌する健康保険の被保険者の資格喪失の申出を行うときは、これに併記して行うものとする。

一　氏名、生年月日及び住所

二　事業所の名称及び所在地

（新設）

（新設）

（新設）